

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設 置 者 名	佐倉市長 西田 三十五
施 設 名 称	佐倉市産業廃棄物最終処分場
設 置 場 所	佐倉市小篠塚 1 1 0 6 - 1
問 合 せ 先	佐倉市土木部土木管理課管理班

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 該当なし
（中間覆土 令和 2 年 10 月～令和 3 年 1 月 9,547.4 m³）

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項 目	点検を行った 年月日	点検を行った 結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	R5. 3. 10	異常なし		

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	R3. 9. 8	31, 634. 3 立方平方メートル

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項 該当なし

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
別表（水質検査結果）のとおり

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びヘの規定による措置に関する次に掲げる事項 該当なし